



福岡医発第 3162 号 (地)
平成 29 年 2 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

平成 29 年次会計検査院実地検査における指摘内容について

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙の通り平成 29 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

指摘内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて周知するとともに、算定誤りがないよう注意喚起していますが、類似する内容の指摘が例年行われております。

つきましては、今回の指摘内容につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡県医報 3 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

28医保第2620号
平成29年2月13日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長

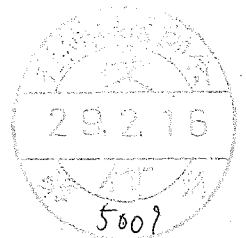


平成29年次会計検査院実地検査における指摘内容の周知について（依頼）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たりましては、日頃から御協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、診療報酬の適切な請求等に関する指導につきましては、従来から貴会の御協力を得て実施しているところですが、平成29年1月に行われた平成29年次会計検査院実地検査において、別添のとおり診療報酬の請求に関する指摘を受けております。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、指摘内容について貴会会報への掲載等を通じて会員の方へ周知いただきますようお願いいたします。



平成29年1月実施

1 初診料・再診料等（配置医師）について

特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の入所者に対して、当該施設の配置医師が診療を行った場合は、特別な必要があつて行う診療を除き、初診料、再診料及び特定疾患療養管理料等を診療報酬として算定できないこととされているが、特定の医療機関において、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、特別の必要があつて行う診療以外の外来診療に係る再診料等を算定しているのではないかとの疑義があつたもの。

【2 医療機関】

2 療養病棟入院基本料（患者の医療区分判定疑義）について

特定の医療機関において、療養病棟入院基本料の医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目（尿路感染症に対する治療を実施、せん妄に対する治療を実施など）について制限日数を超えて連続して該当するものとなっているなど、医療区分の評価の実態について疑義のあるものが見受けられたもの。

【5 医療機関】

3-1 在宅医療料（在宅患者訪問診療料 施設入所者算定）について

医師が配置されている施設の入所者については、特別養護老人ホームの入所者であつて、末期の悪性腫瘍であるものなどを除き、在宅患者訪問診療料は算定できないこととされているが、特定の医療機関において、指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅患者訪問診療料を算定しているのではないかとの疑義があつたもの。

【1 医療機関】

3-2 在宅医療料（訪問看護指示料 施設入所者算定）について

医師が配置されている施設の入所者については、特別養護老人ホームの入所者であつて、末期の悪性腫瘍であるものを除き、訪問看護指示料は算定できないこととされているが、特定の医療機関において、指定障害者支援施設の入所者に対して、訪問看護指示料を算定しているのではないかとの疑義があつたもの。

【1 医療機関】

3-3 在宅医療料（在宅療養実績加算 算定疑義）について

在宅療養支援診療所が過去1年間に一定以上の緊急往診及び看取りの実績を有している場合には、在宅療養実績加算を加算するとされているが、特定の医療機関において、当該施設基準を満たしていないのに加算しているのではないかとの疑義があつたもの。

【1 医療機関】

4 リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）について

リハビリテーションを行う場合の標準的算定日数 180 日、120 日又は 150 日を超えて、必要があって、リハビリテーションを行う場合には、1 月 13 単位に限り算定できるものとされている。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、定められた低い点数で算定することとされているが、特定の医療機関において、定められた点数ではなく、より高い点数で算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【8 医療機関】

5 訪問看護療養費（施設入所者）について

指定障害者支援施設等の入所者に対して行った訪問看護については、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものなどを除き、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費は算定できないこととされているが、特定の訪問看護ステーションにおいて、指定障害者支援施設の入所者に対して、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【1 訪問看護ステーション】